

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
苅田町	苅田町 (与原上、二崎、新津、猪熊、浄土院、木ノ元、片島、岡崎、葛川、稲光、稲光上、八田山、山口、等覚寺、谷、法正寺、黒添、鋤崎)	令和4年3月15日	令和5年3月23日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	435ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	334ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	137ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	29ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	14ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	51ha
(備考)	

- 注1: ③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>地区全体でみると後継者未定もしくは後継者について不明の農地よりも、今後中心経営体が引き受けできる意向のある耕作面積の方が多いが、今後の高齢化や後継者不足により、新たな農地の受け手の確保が必要。</p>

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>与原上集落、二崎集落、新津集落では、中心経営体である認定農業者4経営体が担うほか、新たな認定農業者や認定新規就農者を促進することにより対応していく。</p>
<p>猪熊集落、浄土院集落、木ノ元集落、片島集落、岡崎集落では、中心経営体である認定農業者5経営体が担うほか、新たな認定農業者や認定新規就農者を促進することにより対応していく。</p>
<p>葛川集落、稲光集落、稲光上集落、八田山集落、山口集落、等覚寺集落、谷集落、法正寺集落、黒添集落、鋤崎集落では、中心経営体である認定農業者3経営体が担うほか、新たな認定農業者や認定新規就農者を促進することにより対応していく。</p>

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稻	12 ha	水稻	15 ha	等覚寺集落
認農		水稻	10 ha	水稻	13 ha	鋤崎集落
認農法		水稻、野菜	3.8 ha	水稻、野菜	5 ha	稲光上集落
認農法		水稻、小麦	25.76 ha	水稻、小麦、野菜	36.34 ha	黒添集落
認農		花き	0.72 ha	花き、野菜	0.94 ha	与原上集落
認農		水稻	4.88 ha	水稻	10 ha	岡崎集落
認農		水稻	4.89 ha	水稻、麦	8 ha	木ノ元集落
認農		水稻、野菜、果樹	1.6 ha	水稻、野菜、果樹	1.74 ha	岡崎集落
認農		水稻、麦、野菜	8.3 ha	水稻、麦、野菜	13.1 ha	片島集落
認農		水稻	2.6 ha	水稻	11.2 ha	与原上集落
認農		水稻	5 ha	水稻	12 ha	新津集落
認農		水稻、野菜	6 ha	水稻、野菜	11 ha	与原上集落
認就		野菜(イチゴ)	0 ha	野菜(イチゴ)	0.2 ha	岡崎集落
計	13人		85.55 ha		137.52 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、375筆、51.3haとなっている。

農地中間管理機構の活用方針

高齢化や後継者不足により営農の継続が困難になった場合は、農地中間管理事業による担い手への農地集積を推進する。

鳥獣被害防止対策の取組方針

山林と接している区域では、イノシシなどの有害鳥獣による被害が確認されているため、有害鳥獣駆除員会と連携し捕獲体制の構築等に取り組む。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。